

上峰町の 財政事情

令和8年度予算および 令和6年度財政健全化判断比率について

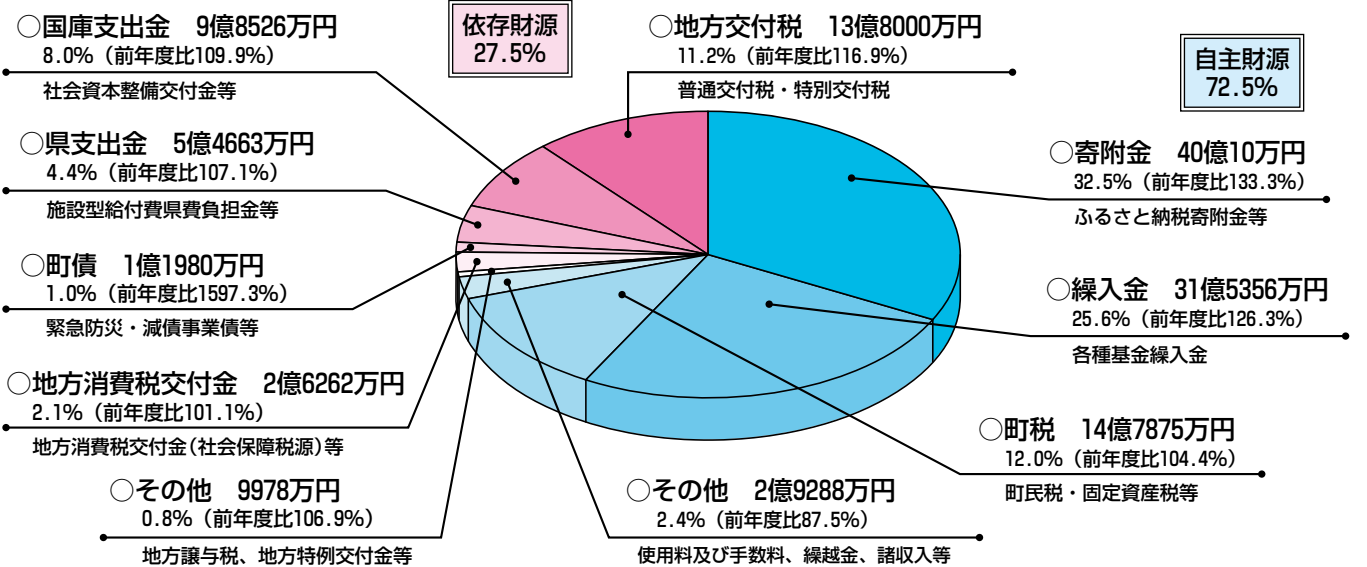
町では、町民の皆さんに町政運営の状況をご理解いただくため、毎年2回財政状況の公表をしています。
今回は、令和8年度予算などについてお知らせします。



令和8年度の一般会計予算の総額は、123億1938万円で、令和7年度予算総額101億9686万円に比べ、前年度比約120.8%となりました。

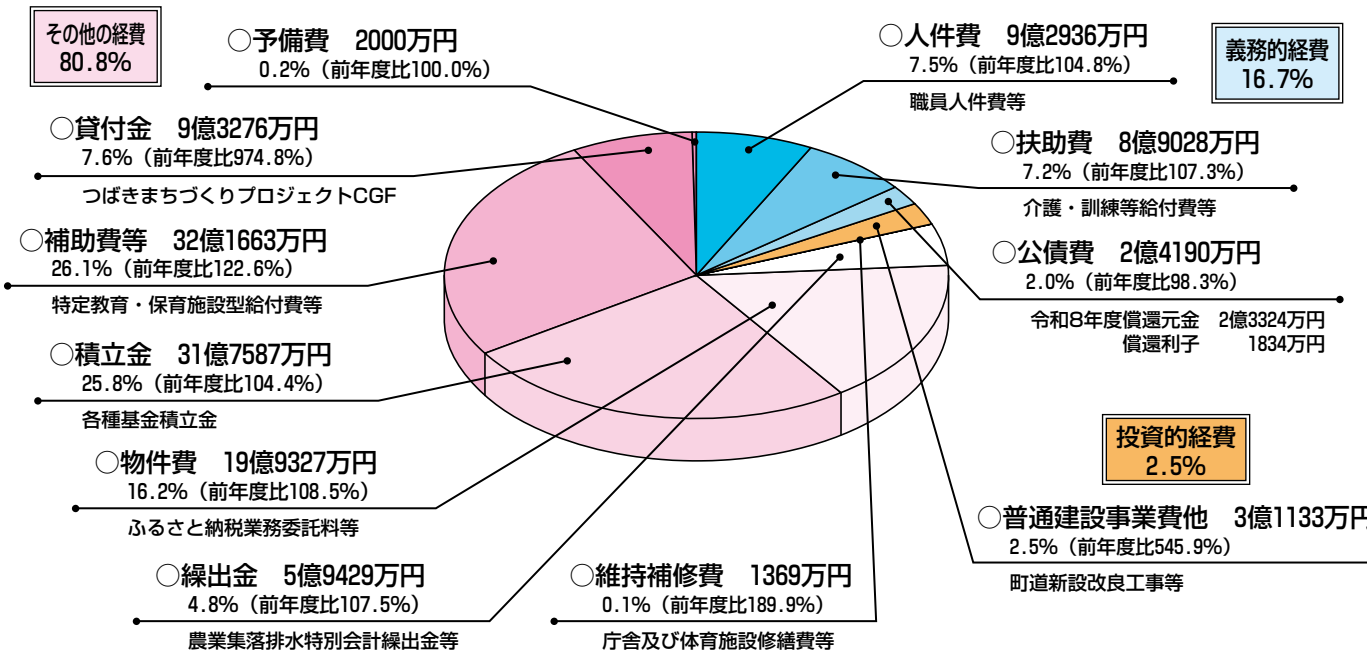
■一般会計の当初予算概要

歳入 123億1938万円



自主財源：上峰町が自らの権限で確保（徴収）したことによって得られる財源
 依存財源：国や県から決められた額を交付されることによって得られた財源及び割り当てられること等により得られた財源で上峰町の裁量が制限されている財源
 ※四捨五入により合計と各数値の計が一致しない場合があります。

歳出 123億1938万円



義務的経費：人件費・扶助費・公債費など町が支出にあたり義務を負っている性格の強い経費
 投資的経費：工事請負費や公有財産購入費など資本形成に向けられる経費
 その他の経費：物件費・維持補修費や特別会計繰出金・積立金など
 ※四捨五入により合計と各数値の計が一致しない場合があります。

■町税負担の状況

税目	令和8年度予算額	1世帯当たりの負担額	1人当たりの負担額
町民税（法人税含）	575,300,000円	138,127円	57,738円
固定資産税	793,174,000円	190,438円	79,604円
軽自動車税	39,850,000円	9,568円	3,999円
たばこ税	70,000,000円	16,807円	7,025円
入湯税	430,000円	103円	43円
合計	1,478,754,000円	355,043円	148,409円

町の財政は、町民の皆さまの直接・間接の負担によって賅われています。なかでも、町税は、財政運営上極めて重要な歳入であり、常に適正公正な賦課徴収に努めています。

令和8年度における町税の予算額は、14億7875万4千円を見込んでいます。単純に世帯数及び人口で割ると1人あたりの負担が左記のようになります。

※実際の税負担額とは異なります。

※世帯数4,165世帯、人口9,964人（令和8年3月31日現在）

■令和8年度の主な事業状況

令和8年度は、住民サービスの維持・拡充と財政健全化の両立の方針に沿って予算を編成しました。

今年度の主な新規事業として、物価高騰対策で「物価高騰支援販売促進支援金」9900万円、「物価高騰対策補助金」600万円。学校給食関連で「親環境無償給食推進事業委託料」3672万円。消防関連で「消防団第4部消防格納庫新築工事」6880万円となっています。

【令和8年度の主な事業等の状況】

ふるさと寄附金基金積立金	31億6915万円	鳥栖三養基地区消防事務組合負担金	1億8308万円
ふるさと納税謝礼	16億3800万円	広域介護保険負担金	1億6995万円
つばきまちづくりプロジェクトCGF	8億3135万円	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	1億3047万円
特定教育・保育施設型給付費	6億3146万円	物価高騰支援販売促進支援金	9900万円
介護・訓練等給付費	4億8200万円	行政事務支援派遣業務委託料	9779万円
ふるさと納税業務委託料	3億9208万円	佐賀県東部環境施設組合負担金	8556万円
ふるさと納税ポータルサイト利用料	3億3131万円	町道補修等工事	8460万円
児童手当	2億4340万円	農業集落排水特別会計出資金	7685万円
償還元金	2億3324万円	消防団第4部消防格納庫新築工事	6880万円
農業集落排水特別会計繰出金	1億9325万円	町社会福祉協議会運営補助	5934万円

■特別会計等の状況

会計名	令和8年度予算額	下水道事業会計	令和8年度予算額	
			収入	支出
国民健康保険特別会計	9億9340万2千円	収益的収支	4億5733万9千円	4億4536万9千円
後期高齢者医療特別会計	1億7939万円	資本的収支	2億1629万5千円	3億4981万8千円
土地取得特別会計	9千円			

財政健全化判断比率の状況

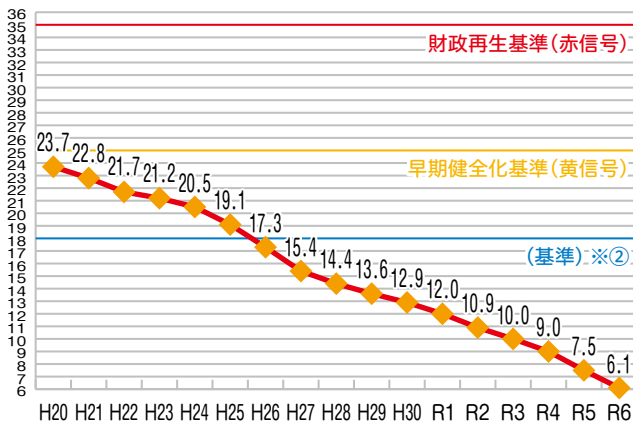
従来の財政指標は、単年度における主会計（一般会計）の収支状況に主眼が置かれていましたが、自治体全体の財政状況が健全な状態であるかどうかを判断するための次の4つの指標「健全化判断比率」が定められ、平成19年度決算から全国の自治体で公表しています。また、公営企業においても「経営健全化判断基準」が定められ、同様に公表しています。

上峰町の数値は**良好に改善し**
より**健全性が増**じています！

これまでの指標では、信号に例えると**赤信号**と**青信号**しかなかったため、気付いた時には財政破綻ということもありました。しかし、この指標では、新たに**黄信号**を作り、早めに財政状況を改善することで、破綻を未然に防ぐことを目的としています。

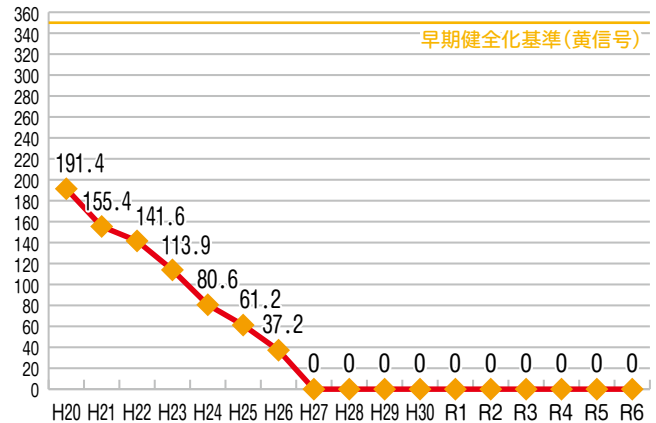
区分	上峰町		早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)	
	令和6年度	令和5年度			
健全化判断比率	実質赤字比率	— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	15.0%	20.0%
	連結赤字比率	— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	6.1%	7.5%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	— 1.4%減	—	350.0%	—
資金不足比率	— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	経営健全化基準 20.0%		

実質公債費比率 (%)



実質公債費比率とは一般会計の公債費（借入金の返済額）に特別会計の公債費に充てるための繰出金などを加えた実質的な公債費が標準財政規模※①に占める割合

将来負担比率 (%)



将来負担比率とは一般会計等の実質的な将来負担額（一般会計等の借入金残高、特別会計の借入金残高のうち一般会計負担の見込み、土地開発公社などの関係団体への一般会計負担見込みなど）が標準財政規模に占める割合

※① 標準財政規模とは地方公共団体の標準的な一般財源を示すもので、当町では30億5844万円（令和6年度）となっています。

※② 起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は起債にあたり許可が必要になります。

財政健全化比率以外の主な財政指標の状況

指標	指標が表しているもの	数値
財政力指数 (R6年度決算)	財政基盤の強さを表す指標で、標準的な財政需要を賄うのに必要な財源を、どれだけ自力で調達できるかを表す指標です。数値が大きいくほど、財源に余裕があるとされており、数値が1を超えると普通交付税の交付を受けないことになります。	0.52
経常収支比率 (R6年度決算)	財政構造の弾力性（ゆとり）を判断する指標で、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費、物件費等）が経常的な収入（町税、普通交付税などの毎年収入される性質の収入）に占める割合で、比率が小さいほど臨時の財政需要に対して余裕があります。	88.0%
自主財源比率 (R5年度決算)	自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあり、自主財源が全体の歳入に占める割合を、自主財源比率と言います。 この比率が高くなるほど、行政の自主性や安定性を確保することができます。	84.2%